

## ◆警報・特別警報発令に伴う臨時休校等について

気象警報または特別警報が発令された場合、次のとおりとします。

(1) 暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪の各気象警報または特別警報が登校前に瀬戸内市、備前市、岡山市のいずれかに発令されている場合について

- ・午前6時以前に警報が解除になった場合は、平常どおり授業を実施する。  
ただし、JR等の運行状況を考慮する。
- ・午前6時の時点で警報が発令している場合は、臨時休校とする。
- ・午前8時30分までに警報が発令された場合も、臨時休校とする。

	授業日	考查日
午前6時以前に解除	平常通り授業を実施	予定通り考查を実施
午前6時（発令中）	臨時休校	臨時休校
午前8時30分までに発令		

(2) 瀬戸内市、備前市、岡山市以外の市町で気象警報などが発令されている場合、または上の警報などが解除された場合で、生徒の登校が不可能（または危険）であると保護者が判断したときは、保護者から学校へその旨を連絡して、生徒は自宅で待機し、登校可能になったら登校してください。この場合の出欠の扱いについては、学校で別途協議します。

(3) 警報については、気象庁のホームページやNHKテレビ等で確認してください。

(4) 警報が解除された場合でも、公共の交通機関（JRやバス）の運行状況等により、授業の開始時間の変更や臨時休校の対応をすることがあります。

## ◆地震や津波等の災害発生時の扱いについて

○在校中に地震や津波が発生した場合、次の基準に基づきます。

地震 ※学校を含む地域の震度が基準	震度4	原則、下校させる。 (ただし、交通機関に混乱が生じて保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合、事前に保護者からの届けがある生徒等については、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。)
	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。
津波	津波警報 大津波警報	解除されるまで下校させない。 保護者への引き渡しも行わない。
その他 (二次災害)	河川氾濫、建物倒壊による通学路の危険	引き渡し、下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、生徒を学校に待機させる。

※震度4でも学校への待機を希望される場合は、環境調査票(p. 65, 67)の所定欄に○をしてください。

○休日等に地震が発生した場合、次の基準に基づき、安否確認を行います。

震度	安否確認	連絡手段
震度5弱	被害状況により、校長判断	①電話連絡 ②家庭訪問 ③避難所訪問
震度5強以上	全員行方	